

国際収支関連統計の見直しについて

国際局為替市場課 国際収支専門官

菊地 渉

はじめに

我が国の国際収支関連統計は、改訂された国際基準に準拠することを主眼として、平成26年1月の取引計上分から大幅な見直しが行われます。今回の見直しは、主要項目の組み替え、表記方法等の変更、項目の拡充、計上基準等の変更及び年次改訂制度の導入など多岐に渡ります。本稿では、当該見直しの概要をご紹介します。

1. 見直しの背景と主な変更点

1. 見直しの背景（国際収支マニュアルの改訂）と我が国の対応

我が国を含む各国・地域の国際収支統計は、国際比較を可能とする観点等から、IMFの国際収支マニュアルに準拠して作成・公表されています。我が国の現行の国際収支関連統計は、平成5年に公表された国際収支マニュアル第5版に準拠していますが、その後、①各国経済の脆弱性の分析に当たり、バランスシートデータの利用に関心が高まったこと、②国民経済計算の基準改訂に向けた動きが始まったこと、③世界経済のグローバル化や金融取引の高度化等に伴って経済活動が変化したこと、などを踏まえて、IMFは、平成20年に国際収支マニュアル第6版（以下、「第6版」）を公表しました。

我が国の国際収支関連統計を第6版準拠統計に移行するに当たっては、主要な報告者への説明や省令改正に係るパブリックコメントを実施し、改正省令の公布（平成23年12月末）から施行まで約

2年間の準備期間を設ける等、必要な準備を進めてまいりました。

これを踏まえ、我が国の国際収支関連統計においても、第6版に準拠することを主眼として、平成26年1月の取引計上分から大幅な見直しを行う予定です。

なお、主要国の状況を見ると、豪、米、印、加、露などの国が第6版に準拠した統計に移行したほか、EU諸国は、我が国と同様、平成26年に移行予定とされています。

【見直し後の主な統計の初回公表予定】

- 国際収支統計：平成26年1月中（速報）の統計を平成26年3月に公表
- 本邦対外資産負債残高：平成26年末の統計を平成27年5月に公表
- 対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース、週次・月次）：平成26年1月第1週の統計を平成26年1月第2週に公表

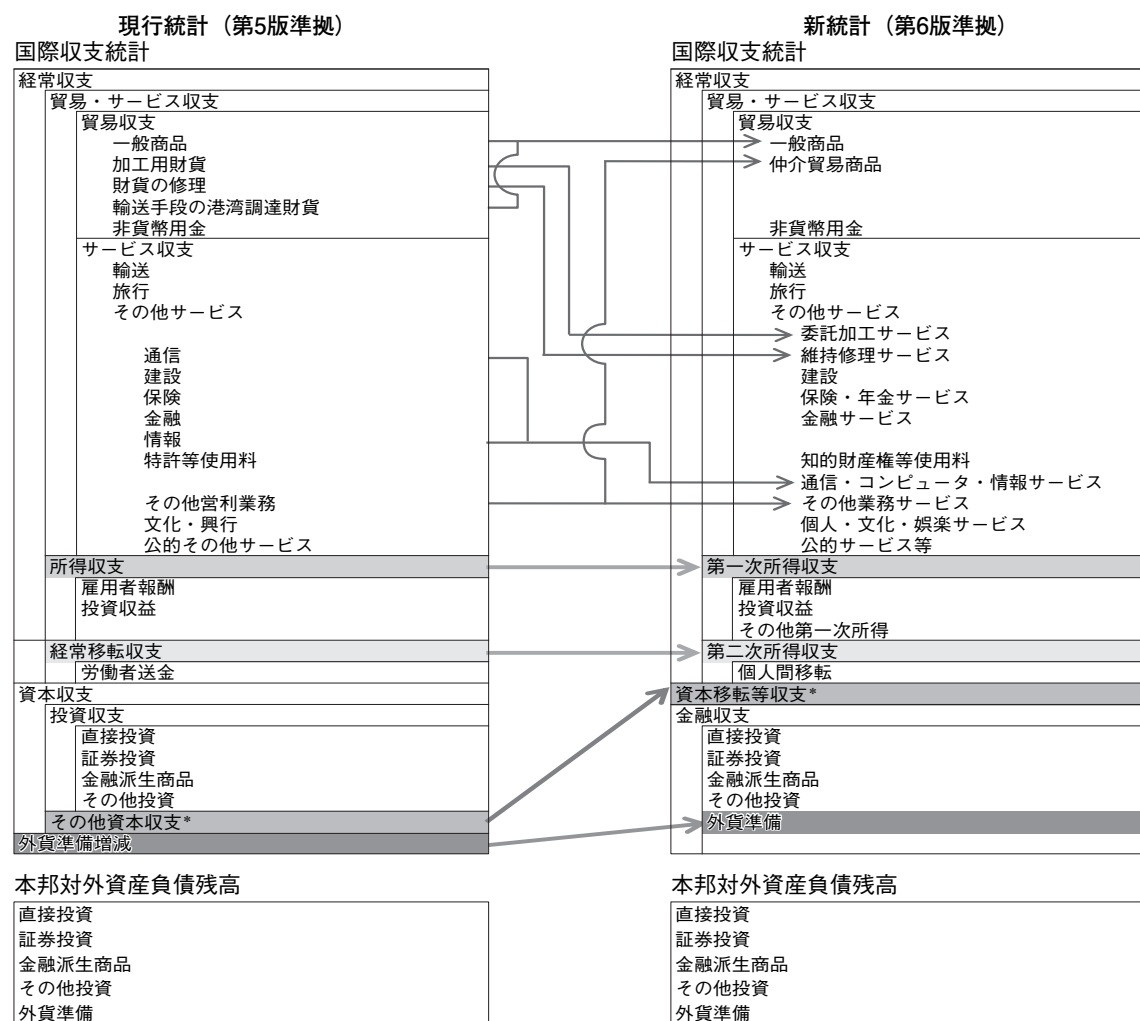
以下、見直しに伴う主な変更点を見てまいります。

2. 主な変更点

（1）主要項目の組み替え

国際収支統計において、現行の「投資収支」と「外貨準備増減」を統合して「金融収支」とし、現行の「その他資本収支」を「資本移転等収支」として「経常収支」及び「金融収支」と並ぶ大項目に変更します。現行の「資本収支」の項目は廃止となります。（図1）

図1 主要項目の組み替えと名称の変更



* 資本移転及び非金融非生産資産（鉱業権等）の取得・処分を計上する項目。

(2) 表記方法等の変更

① 符号表示の変更

- 国際収支統計において、現行の「投資収支」等では、資金の流入に目し、流入をプラス（+）、流出をマイナス（-）としていますが、新たな「金融収支」では資産・負債の増減に着目し、資産・負債の増加をプラス（+）、減少をマイナス（-）とします。この結果、負債（対内投資）側の符号は現在と同じですが、資産（対外投資）側の符号が現在と逆になります。（図2）

上記を受け、国際収支統計に係る恒等式は、次のようになります。

現行：経常収支＋資本収支＋外貨準備増減
＋誤差脱漏＝0

見直し後：経常収支＋資本移転等収支－金融収支
＋誤差脱漏＝0

- 対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース、週次・月次）において、現行では、対外証券投資のネットは、プラス（+）表示であれば処分超、マイナス（-）表示であれば取得超を表していますが、平成26年1月取引計上分以降はこれが逆となり、プラス（+）表示であれば取得超、マイナス（-）表示であれば処分超を表すこととなります。

図2 符号表示の変更

		現行・投資収支 および 外貨準備増減 (第5版準拠)	新・金融収支 (第6版準拠)
資産側 (対外投資)	資金流出 ＝資産増加	(－)	(＋)
	資金流入 ＝資産減少	(＋)	(－)
負債側 (対内投資)	資金流入 ＝負債増加	(＋)	(＋)
	資金流出 ＝負債減少	(－)	(－)

(注) 網掛け部分が変更となる箇所

② 項目名の変更等

- 国際収支統計において、現行の「所得収支」、「経常移転収支」を各々「第一次所得収支」、「第二次所得収支」に名称に変更します。(図1)
- 国際収支統計において、「その他サービス」の内訳項目が、現行の9分類から10分類に改編されます。(図1)

(3) 項目の拡充

- 国際収支統計及び本邦対外資産負債残高において、「証券投資」、「金融派生商品」、「その他投資」の部門分類を3部門(公的・銀行・その他)から5部門(中央銀行・一般政府・預金取扱機関・その他金融機関・その他(一般事業法人、個人等))に細分化します。(図3)
- 現行の本邦対外資産負債残高では、資産サイドの証券投資残高について通貨別・証券種類別の計数を公表していますが、平成26年末の残高統計からは、資産サイド、負債サイドの双方において、証券に加えて負債性のある項目について、通貨別・部門別・期間別の計数を作成します。
- 国際収支統計において、「投資収益」の下位項目として「投資ファンド持分に係る投資収益」を新設し、国際収支統計及び本邦対外資産負債残高において、「証券投資」の下位項目として「投資ファンド持分」を新設し、投資ファンドに係る取引を新たに計上します。
- 「直接投資収益」の業種別・地域別計数を作成・公表します。

図3 部門分類の細分化

現行(第5版準拠統計) 3部門	新(第6版準拠統計) 5部門
公的	中央銀行
	一般政府
銀行	預金取扱機関
その他	その他金融機関
	その他(一般事業法人、個人等)

(4) 計上基準等の変更

●所有権移転原則の徹底

現行では「貿易収支」に計上されている「加工用財貨」及び「財貨の修理」が、新統計では「サービス収支」の「委託加工サービス」及び「維持修理サービス」に計上替えとなる一方、現行では「サービス収支」に計上されている仲介貿易が、新統計では「貿易収支」に計上替えとなります。

●FISIMの導入

貸付金利や預金金利に利鞘の一部として含まれるFISIM(Financial Intermediation Services Indirectly Measured、間接的に計測される金融仲介サービス)を推計し、「第一次所得収支」から控除して「金融サービス」に計上します。

●ディーラー・マージンの導入

金融商品の売買代金に含まれている間接的に徴収される取引手数料を推計し、「金融収支」から控除して「金融サービス」に計上します。

●特許権・著作権売上の取扱いの変更

特許権等を非生産資産ではなく生産資産として扱い、その売買を「その他サービス」の下位項目に計上します。

●証券貸借取引の取扱いの変更

現行では証券投資に計上されている証券貸借取引について、証券貸借を証券売買と見做さないこととされたことから、当該取引の計上を取り止めます。

●直接投資における定義の一部変更

直接投資の判断基準を、発行済株式の10%以上の所有から議決権ベースで10%以上の所有に変更します。間接出資先も直接投資の対象とします。

(5) 年次改訂制度の導入

現行の国際収支統計における確報確定後の改訂は、必要な場合に不定期に行っており、確報の定期的な改訂を行っていませんでしたが、平成26年1月分以降は、確報確定後に発生した訂正報告等を統計に遡及して反映するため、国際収支統計及び本邦対外資産負債残高を対象に年次改訂制度を導入します（遡及訂正期間：2年程度）。同制度導入に伴い、これまでの「確報」を「第2次速報」に変更し、遡及改訂による改訂を「年次改訂」と呼称する予定です。（図4）

また、この年次改訂制度導入に伴う統計データの改善の一環として、再投資収益の計上時期を見直します。現行では、データ把握時期の制限等から、実際の収益稼得時期の翌会計年度の途上から計上する扱い（計上時期が17か月後ずれ）としています。これについて、年次改訂時に事後に計上時期を調整し、収益の本来の稼得時期へ計上し直す扱いに変更します。

Ⅱ. 現行統計の遡及組み替え 計数の公表

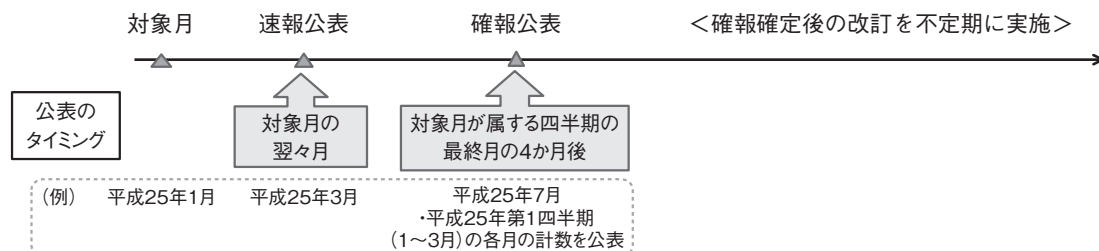
新統計への移行に伴い、平成26年1月分以降の計数とそれ以前の計数との間で連続性が失われることとなりますが、時系列計数に関するユーザーのニーズを踏まえ、新統計の基準に組み替えた連続性のある過去の時系列計数（平成8年以降の月次国際収支統計及び年末時点での本邦対外資産負債残高を対象）を作成し、平成26年1月分速報を公表する3月以降に公表する予定です。

結び

以上のとおり、今回の見直しにより、我が国の国際収支関連統計は、最新の国際基準に即したものとなるとともに、公表項目の拡充等によって経済実態をよりの確に反映しつつ、年次改訂制度の導入等により正確性も向上するなど質的にも改善が図られます。これらにより、我が国の国際収支関連統計の有用性が高まることが期待されます。

図4 年次改訂制度の導入

【現 行】



【年次改訂制度導入後】

